

平成 26 年 10 月 30 日
 総務省 政策統括官
 統計審査官室

社会教育調査の変更及び社会教育調査の指定の変更に関する審査メモ

	頁
1 調査計画の変更	
(1) 調査対象の範囲の変更等	
ア 女性教育施設調査票等	3
イ 文化会館調査票	5
(2) 報告を求める事項の変更等	
ア 社会教育行政調査票等	6
イ 公民館調査票等	16
ウ 図書館調査票	39
エ 博物館調査票	41
オ 青少年教育施設調査票	44
カ 体育施設調査票	45
キ 文化会館調査票	47
ク 生涯学習センター調査票	50
(3) 集計事項の変更等	51
(4) 統計委員会答申における「今後の課題」及び「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 26 年 3 月 25 日閣議決定）における指摘事項についての対応状況	
ア 統計委員会答申における「今後の課題」及び「公的統計の整備に関する基本的な計画」における指摘事項	52
イ 関係主体ごとの収入・費用構造の把握	53
ウ 社会教育施設の利用者側の状況の把握	56
エ 学習内容の分類に関する概念の明確化、重複の整理、簡素化等	59
(5) その他	
ア 調査票情報の保存期間及び保存責任者	66
イ 東日本大震災の影響に伴う調査計画の変更に係る規定の削除	67
(6) 生涯学習関係の実態把握の推進の必要性について	68
2 基幹統計の指定の変更（名称の変更）	71

1 調査計画の変更

(1) 調査対象の範囲の変更等

ア 女性教育施設調査票等

【変更の概要】

調査対象となる属性的範囲に係る規定のうち、現行の「一般社団法人・一般財団法人（特例民法法人を含む。）」を「一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人」に変更する。

変 更 案	現 行
3 調査対象の範囲 (2) 属性的範囲 ⑥ 女性教育施設調査票 女性又は女性教育指導者のために各種の研修又は情報提供等を行い、あわせてその施設を女性の利用に供する目的で、地方公共団体、独立行政法人又は一般社団法人・一般財団法人・ <u>公益社団法人・公益財団法人</u> が設置した社会教育施設	3 調査対象の範囲 (2) 属性的範囲 ⑥ 女性教育施設調査票 女性又は女性教育指導者のために各種の研修又は情報提供等を行い、あわせてその施設を女性の利用に供する目的で、地方公共団体、独立行政法人又は一般社団法人・一般財団法人(<u>特例民法法人を含む。</u>)が設置した社会教育施設

《同様の変更》 公民館調査票（設置者に係る調査項目の選択肢） [新旧対照表：Ⅲ - 1 ページ]
 公民館調査票（指定管理の相手先に係る調査項目の選択肢） [新旧対照表：Ⅲ - 1 ページ]
 公民館調査票（公民館運営審議会等の構成に係る調査項目の注書き） [新旧対照表：Ⅲ - 3 ページ]
 図書館調査票（設置者に係る調査項目の選択肢） [新旧対照表：Ⅳ - 1 ページ]
 図書館調査票（指定管理の相手先に係る調査項目の選択肢） [新旧対照表：Ⅳ - 1 ページ]
 図書館調査票（事業実施状況に係る調査項目の選択肢） [新旧対照表：Ⅳ - 3 ページ]
 博物館調査票（設置者に係る調査項目の選択肢） [新旧対照表：Ⅴ - 1 ページ]
 博物館調査票（指定管理の相手先に係る調査項目の選択肢） [新旧対照表：Ⅴ - 1 ページ]
 博物館調査票（民間社会教育事業者との連携・協力の状況に係る調査項目の注書き） [新旧対照表：Ⅴ - 2 ページ]
 青少年教育施設調査票（指定管理の相手先に係る調査項目の選択肢） [新旧対照表：Ⅵ - 1 ページ]
 女性教育施設調査票（設置者に係る調査項目の選択肢） [新旧対照表：Ⅶ - 1 ページ]
 女性教育施設調査票（指定管理の相手先に係る調査項目の選択肢） [新旧対照表：Ⅶ - 1 ページ]
 体育施設調査票（設置者に係る調査項目の選択肢） [新旧対照表：Ⅷ - 1 ページ]
 体育施設調査票（指定管理の相手先に係る調査項目の選択肢） [新旧対照表：Ⅷ - 1 ページ]
 文化会館調査票（指定管理の相手先に係る調査項目の選択肢） [新旧対照表：Ⅸ - 1 ページ]
 生涯学習センター調査票（指定管理の相手先に係る調査項目の選択肢） [新旧対照表：Ⅹ - 1 ページ]

【審査結果】

平成 20 年 12 月 1 日に公益法人関連三法^(注1)が施行され、新たな公益法人制度が創設されたことに伴い、旧民法（明治 29 年法律第 89 号）第 34 条^(注2)の規定により設立された社

団法人又は財団法人は、当該施行日から起算して5年を経過する日までの期間（以下「移行期間」という。）中に、公益社団法人若しくは公益財団法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人（以下、これらの法人を「新たな公益法人」という。）に移行することとなった。また、当該移行期間中にこうした移行のための登記を行っていないものについては、移行期間中はそれぞれ特例社団法人又は特例財団法人（以下、これらの法人を「特例民法法人」という。）として、旧民法の社団法人又は財団法人と同様に取り扱うこととされた^{（注3）}。

社会教育調査（以下「本調査」という。）の前回調査（平成23年度調査）の実施時点においては、移行期間中であったことから、「特例民法法人」も属性的範囲に含むこととしていた。

しかしながら、平成27年度調査の実施時点は、移行期間が経過した後であるため、本件変更により、「（特例民法法人を含む。）」との文言を削除するとともに、新たな公益法人に係る属性的範囲を明確にするため、「公益社団法人・公益財団法人」との文言を追加するものである。

これについては、法令の改正に伴い、調査対象の属性的範囲に係る表記を形式的に変更するものであり、適当であると考えます。

- （注1）① 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）
② 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。）
③ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）

（注2）民法（抄） ※平成18年法律第50号による改正前の規定

第3章 法人

第1節 法人の設立

（公益法人の設立）

第34条 学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団又は財団であつて、営利を目的としないものは、主務官庁の許可を得て、法人とすることができる。

（注3）一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（抄）

（特例民法法人の業務の監督に関する経過措置）

第95条 特例民法法人の業務の監督（設立の許可の取消し及び解散の命令に係るものを除き、定款の変更の認可、解散した特例民法法人の財産の処分の許可、解散及び清算人に係る届出並びに清算終了の届出に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

イ 文化会館調査票

【変更の概要】

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）が施行（平成 24 年 6 月）されたことを踏まえ、文化会館調査票について、その名称を「劇場、音楽堂等調査票」に改めるとともに、調査対象の属性的範囲に係る施設の名称を変更する。

変 更 案	現 行
3 調査対象の範囲 (2) 属性的範囲 ⑧ <u>劇場、音楽堂等調査票</u> 地方公共団体、独立行政法人又は民間が設置する <u>劇場、音楽堂等</u> （劇場、 <u>音楽堂、文化会館、市民会館、文化センター等</u> ）で座席数 300 以上のホールを有するもの	3 調査対象の範囲 (2) 属性的範囲 ⑧ <u>文化会館調査票</u> 地方公共団体、独立行政法人又は民間が設置する <u>文化会館</u> （劇場、市民会館、文化センター等）で座席数 300 以上のホールを有するもの

【審査結果】

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律は、劇場、音楽堂等^(注)の役割を明らかにし、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するため、平成 24 年 6 月に施行されたものである。

同法により、劇場、音楽堂等の施設について、それまで特段なされていなかった法的位置付けが整備されることとなった。

本件変更は、これを踏まえ、同法の規定に沿ったより適切な調査票の名称及び調査対象の属性的範囲に係る施設の名称に変更するものである。

これについては、法令の改正に伴い、調査票の名称や調査対象の属性的範囲に係る表記を形式的に変更するものであり、適当であると考えます。

(注) 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（抄）

(定義)

第 2 条 この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの（他の施設と一体的に設置されている場合を含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業又は同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行うものを除く。）をいう。

2 この法律において「実演芸術」とは、実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能をいう。